

【9 解説文】 大小区内職制並び郷村規則（明治五年：一八七二）〈A〉

（表紙）

「明治五年壬申五月

区内職制

倉品勘右衛門」

区内職制

別紙ノ通規則相定ルト雖モ、固ヨリ大綱領ニ

（別紙の通り規則相定めると雖（いえど）も、固（もと）より大綱領に）

付、諸般取扱順席等ニ至迄、戸長・副衆

（付、諸般取り扱い順席等に至っては、戸長・副）

議ノ上、ケ条書ヲ以テ可ニ伺出候事

（衆議（しゅうぎ）の上、か条書を以（もつ）て伺い出るべく候事）

壬申五月

群馬県

従前ノ区画ヲ廢シ、更ニ二十二大区ヲ立テ、戸長

（従前の区画を廢し、更に二十二大区（だいく）を立て、戸長）

以下ノ職掌并郷村規則ヲ定、左ノ如シ

（以下の職掌並びに郷村規則を定む、左の如し）

第一則

一戸長ハ、各大区一人宛ニ限ルベシ

（一戸長は、各大区一人宛（ずつ）に限るべし）

第二則

一大区中、高千石ヨリ二千石ヲ目度トシ、地形ノ便宜ニ従比

（一大区中、高千石より二千石を目度（めど）とし、地形の便宜に従い）

小区ヲ立テ、副戸長一人宛ヲ置ベシ

（小区（しょうく）を立て、副戸長一人宛を置くべし）

但、無高二テ家屋并列ノ市街ハ、千戸内外ヲ以テ

（但（ただ）し、無高にて家屋並列の市街は、千戸内外を以て）

一小区トシ、副戸長一人宛置キ、小区中凡千百戸毎ニ

（一小区とし、副戸長一人宛置き、小区中凡（およ）そ千百戸毎に）

組頭・惣代人一人、或ハ二人ヲ置ベシ

（組頭・惣代人一人、或（ある）いは二人を置くべし）

第三則

一 小区中、村毎二組頭・惣代人ヲ置、従前ノ如ナルベシイ
へ 一 小区中、村毎に組頭・惣代人を置き、従前の如くなるべしイ

ロ 但シ、各村家并ノ便宜ニ従ヒ、五戸ヲ合セ
へ 但し、各村家並みの便宜に従い、五戸を合わせ

五人組トシ、伍長一人宛ヲ置ヘシハ
へ 五人組とし、伍長一人宛を置くべしハ

二 第四則

一 正副戸長以下ノ格式、左ノ如シ
へ 一 正副戸長以下の格式、左の如し

戸長 十五等

副戸長 等外二等

組頭 惣代人以下ヲ惣括ス

総代人 惣小前ノ上席

但、戸長ハ官撰トス、副戸長ハ小区中入札ヲ以テ、
へ 但し、戸長は官撰とす、副戸長は小区中入札（いれふだ）を以て、

戸長其当否ヲ検査シ、組頭以下ハ一村ノ入札ヲ以テ、
へ 戸長其（そ）の当否を検査し、組頭以下は一村の入札を以て、

副戸長ニテ前ノ如ク検査シ、上達スヘシ
へ 副戸長にて前の如く検査し、上達すべし

第五則

一 戸長以下組頭ニ至迄、都テ其部内ヲ保護スヘキ
へ 一 戸長以下組頭に至る迄、都（すべ）て其の部内を保護すべき

職掌ナレハ、上
へ 職掌なれば、上

政府ノ御趣意ヲ守リ、下小前ノ勤惰ヲ監シ、丁寧
へ 政府の御趣意を守り、下小前の勤惰を監し、丁寧

深切コレヲ匡正スヘシ
へ 深切これを匡正（きようせい）すべし